

第 2 回 高遠町地域協議会会議録

開催日	令和 3 年 7 月 15 日 (木)					
開催時間	開 会	午後 6 時 30 分	閉 会	午後 8 時 28 分		
開催場所	高遠町総合福祉センター2 階会議室					
委員の出欠 出席 18 名 欠席 2 名	番号	委員氏名	出欠	番号	委員氏名	出欠
	1	北原 敏久	出	11	菅 修一	出
	2	廣瀬 源司	出	12	福澤 初子	出
	3	北原 潔	出	13	北原 世津子	出
	4	守屋 浩子	欠	14	赤羽 正彦	出
	5	伊藤 岩雄	出	15	浦野 真吾	出
	6	西村 博	出	16	大塚 治男	出
	7	小松 恵利子	出	17	山岸 加代子	出
	8	保科 浩一	出	18	矢野 貴直	出
	9	竹内 学	出	19	蜷川 清人	欠
	10	伊藤 総子	出	20	北原 正崧	出
署名委員	11 番	菅 修一	16 番	大塚 治男		
委員以外の出席者 出席 10 名	高遠町総合支所長 山崎大行、同総務課長 柴田妙子、水道部高遠長谷水道課長 柴田正明、企画部企画政策課長 三澤 豊、企画政策課課長補佐 福澤 誠、同主事 木下雄斗、総務課総務係長 田辺恵一、総務課主査 伊藤智美 伊那市議会議員 飯島 進、宮原英幸					
会議事項	<p>報告事項</p> <p>(1) 高遠長谷水道課の統合廃止と業務の一部民間委託について</p> <p>(2) ゆうあいマーケットのエリア拡大について</p> <p>(3) 伊那市過疎地域持続的発展計画の策定について</p> <p>協議事項</p> <p>(1) ぐるっとタクシー運行開始及び路線バスの見直しについて</p> <p>(2) 伊那市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドラインについて</p> <p>その他</p> <p>(1) 伊那市協働のまちづくり交付金事業二次募集の結果について</p> <p>(2) 伊那市高遠町ふるさと創生活動支援金事業募集について</p> <p>(3) 次回日程について</p> <p>(4) その他</p>					
会議提出資料	<p>1 高遠長谷水道課の統合廃止と業務の一部民間委託について</p> <p>2 ゆうあいマーケットのエリア拡大について</p> <p>3 伊那市過疎地域持続的発展計画の策定について</p> <p>4 ぐるっとタクシー運行開始及び路線バスの見直しについて</p>					<p>【資料 1】</p> <p>【資料 2】</p> <p>【資料 3】</p> <p>【資料 4】</p>

1 開会（午後 6 時 30 分） 進行 西村副会長

2 あいさつ 伊藤会長
山崎支所長

3 欠席委員の報告 4 番 守屋 浩子 委員 19 番 蛭川 清人 委員

4 会議録署名委員の指名

会議録署名委員に「11 番 菅 修一 委員」「16 番 大塚 治男 委員」を指名

5 報告事項

(1) 高遠長谷水道課の統合廃止と業務の一部民間委託について 柴田高遠長谷水道課長

令和 4 年 4 月から高遠長谷水道課を本庁水道整備課に統合する。水道部内で業務の分担をし直し体制を整える。一部業務を令和 3 年 10 月から業者へ委託するため、現在業者を選定中である。高遠浄化センターの事務所には常駐の職員はいなくなるが、作業の中継地や自然災害時の待機場所として随時利用する。現在地域住民の窓口利用は月に 1 回程度。料金の受付等は引き続き総合支所や料金センター、振り込みはコンビニをご利用いただきたい。

(委員) 水道部の体制が変わるのが令和 4 年 4 月で、業務委託を一部するのが今年 10 月ということだが、業務委託を前倒ししてやるのか。

(高遠長谷水道課長) 今年度中の体制は変わらない。10 月から業者が入ってくるが、4 月から急に任せるわけにはいけないので、職員と並行して業務を行っていくもの。

(委員) 水道料金はどうなるのか。下がることはないか。

(高遠長谷水道課長) 今回の組織再編は、水道料金には全く影響しない。できるだけ水道料金の値上げをしない方向で、今後収入が厳しくなっていく中、出ていくものを減らすということ。

(2) ゆうあいマーケットのエリア拡大について 三澤企画政策課長

午前 11 時まで注文するとその日の夕方に品物が届くサービス「ゆうあいマーケット」について、利用エリアを拡大していく。現在利用できるエリアは長谷全域、高遠町内では長藤、藤沢、三義、富県地区の新山である。今後は、東高遠地区、続いて新山に隣接している上山田地区へサービスの導入を予定している。高遠東区では 8 月に説明会、9 月にお試しキャンペーン、10 月から本格運用の予定。上山田地区では、10 月に説明会、11 月にお試しキャンペーン、12 月では本格運用を予定している。

(3) 伊那市過疎地域持続的発展計画の策定について 福澤企画政策課長補佐

今年 3 月末に「過疎地域自立促進特別措置法」が失効し、新たに、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が今後 10 年の期間制定され、これにより、これまで活用できていた過疎対策事業債が引き続き活用できることとなった。対象地域は旧高遠町及び旧長谷村の区域。計画期間は前期と後期に区分した 5 か年の計画をまず策定する。計画策定により、本年度に遡って引き続き過疎対策事業債を同じ措置率で活用できる。現在旧計画をベースに素案を作成しており、計画案ができたところで市議会・地域協議会の皆様にお示しし、合わせて市民の皆さんからパブリックコメントをいただく。意見集約したものを県に協議し、最終的には市議会 12 月定例会でお認め頂く予定。

6 協議事項

(1) ぐるっとタクシー運行開始及び路線バスの見直しについて 福澤企画政策課長補佐

ぐるっとタクシーは、現在段階的に運行エリアを拡大しており、今年の 4 月からは河南地区、高遠南区にお住まいの方にご利用をいただいている。今年の 10 月からそれ以外の高遠町全域で運行開始を予定しており準備を進めている。エリア拡大にあたっては、既存の公共交通、路線バスの運行内容の見直しを並行して行っていく。ぐるっとタクシーは A I（人工知能）が最適な経路を自動的に決定し、タクシーの車両でドアツードアで目的地まで移動することができる新しい公共交通である。向かう方向や時間が近い方同士乗り合ってください部分も含めてシステムが自動で判断する。車の台数に限りがあ

るので、迎車に時間がかかったり、あるいは予約が集中すれば予約ができないこともあるが、今のところそういった事例はほとんど発生していない。運行は平日の午前9時から午後3時まで。予約方法は電話、ウェブ、ケーブルテレビのライフサポートチャンネルから予約ができる。運賃は距離にかかわらず一人1回500円。5割引、200円引きの割引制度がある。9月はプレ運行として、無料乗車券を配布する。令和3年度末までは、運賃補助券により、通常運賃の方300円、割引運賃150円で利用が可能。対象者は対象地域（高遠町地域）にお住まいの65歳以上の方。運転免許証を返納された方、障害をお持ちの方等は年齢に関係なく登録、利用が可能。利用にはあらかじめ自宅の場所をシステムに登録するため事前登録が必要。すでに運行を開始している地域の皆様からは、路線バスのバス停から買い物の荷物を持って自宅まで歩いて行くことなく、ドアツードアで目的地まで行けることがありがたい、という声を頂戴している。予約方法や利用対象者、運賃割引の対象者について、一部拡充の見直しをしており、ご意見をいただきながら徐々に運行内容を改善している。お住まいの地区によって、利用できる範囲に制限があり、お住まいの地域内と市街地は利用が可能。市街地へ行った先で、市街地内で移動することもできるが、他の運行エリアへの移動はできない。今後の公共交通の見直しについてだが、ぐるっとタクシーの運行開始に伴い、既存の路線バスの運行をそのまま継続することは経費の面でもできないため、藤沢線、三義・長谷循環バスの利用状況を見ながら令和4年度の運行内容の検討を継続していく。10月からの見直し案として、小中学生の通学等に支障のない、藤沢線の伊那市運航便293便、294便を、JRバス関東運行便251便、254便を見直しの対象とした。利用者数は減少傾向にあり、今回見直しの対象である293便は1便あたり0.86人、また294便は1便あたり0.10人と利用が低調な便となっている。1便あたり2名以下になった便は見直しの検討の目安としているため、今回見直しを行うもの。職員による全便乗降調査やJRの調査を踏まえると、利用者のほとんどが高齢者の方であり、ぐるっとタクシーをご利用いただける方とみられ、減便とはなるが、利便性の向上は図られるとご理解いただきたい。三義・長谷循環バスについては、501便、502便について見直しを行う。501便、502便の利用者については、1便あたり利用者が1.27人、1.09人であり、こちらも利用状況が低調であり見直しの対象となった。すでに先週、先々週と藤沢・三義地区の役員やPTAの皆様等にお集まりいただき、同じ内容でご説明をさせていただいている。本日地域協議会で提案させていただき、最終的には今月27日の伊那市地域公共交通協議会で10月以降の運行内容についてお諮りして決定していく予定。案のとおり了承されれば、8月に無料のタクシー利用登録について周知をし、事前の利用登録をしていただく。9月には1か月のプレ運行、9月末にはご提案した便の運行終了、10月からはぐるっとタクシーの本格運行開始、それ以降で来年度以降の運行内容について検討をしていく予定。

（委員）事前登録はどこでしたらよいか。事前登録の申し込みをしてから、ぐるっとタクシーの登録者カードが届くまでどのくらい日数がかかるのか。1回登録すれば、期限なく利用できるのか。

（企画政策課長補佐）今回対象地区の皆様のご家庭に、7月末配布の8月号の市報等と合わせて全戸にぐるっとタクシーのご案内と利用の申込書を兼ねた用紙を配布する予定。申込書には氏名、住所、生年月日、電話番号を記入いただく。割引の対象となる方は確認書類のコピーを添付し、総合支所、市役所企画政策課にご提出いただく。また、各地域の健康教室等に出向き、その場で申し込みを受け付ける形の説明会を開催したり、割引の対象とならない皆様は市役所へ電話いただき、聞き取りさせていただく形で登録の手続きが可能。9月1日前に申し込みをいただいた方には登録証をあらかじめ送付する。それ以降も随時申し込みが可能で、申し込みを受けてから2日程度で登録証が届くように作業を進めている。基本的には割引の対象になるなどの変更がなければ、1回ご登録いただければ登録証に期限はない。住所や電話番号が変わった場合は申し出ていただきデータの修正が必要。

（委員）令和2年度のぐるっとタクシーの利用状況・運行実績は。

（企画政策課長補佐）伊那市内の天竜川から西側の地域で1年間運行し、ご利用いただいた人数は、延

べ8,813人。コロナで4月5月は利用がなかったが、平均しても1日あたり35～40人にご利用いただいた。乗り合いの割合は38.8%。交通事業者様にはコロナ対策に十分配慮いただき、他の方と乗り合いになることについてのご意見は特にいただけていない。

(会長) ケーブルテレビでの予約は専用の機器が必要とのことだが、費用はどのくらいか。

(企画政策課長補佐) 伊那ケーブルテレビへ加入が必要。セットトップボックス(STB)というチューナー機器を導入する必要があるが、5万円くらいかかるが、高齢者のみ世帯で一定の要件に該当すれば実質の負担が5,000円くらいで済む補助制度もある。ケーブルテレビに加入して対応する機器があるということと、インターネットにつながっているという要件も発生する。ケーブルテレビのインターネットをご利用いただく場合は利用料が通常より割安に使用できる特典も用意されている。

(委員) ケーブルテレビの機器はゆうあいマーケットで使用するものと同じものか。

(企画政策課長補佐) 同じ機器。ゆうあいマーケットもご利用いただける。

(会長) 乗り合いについて、藤沢の方が乗っていて三義の方から途中の予約が入った場合、三義経由となるのか。152号沿いの方の場合乗り合いになるのか。

(企画政策課長補佐) 乗り合いの条件は、おおむね同じ時間帯に同じ方向へ行く場合となる。最初のお客様の要望を遅らせるような乗り合いは発生しない。すぐ来てほしいとか、到着時間を指定しない予約もあるが、あまり到着時間が遅れるような乗り合いは、機械が判断して乗り合いとはならず、別の車両が迎えに行く形となる。藤沢地区の方のご利用が入ったとき、三義地区の方から予約が入った場合はおそらく乗り合いは発生しない。

(会長) ぐるっとタクシー運行開始及び路線バスの見直しについて了承するという事でよいか。
～異議なしの声あり

(会長) 了承とする。

(2) 伊那市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドラインについて

(会長) 前回の会議で委員の皆さんからご意見をいただき、ガイドラインについての勉強会を開催できれば、という話をしたが、コロナウイルスの警戒レベルが上がった関係もあり書面でのやり取りとさせていただきます。経過説明を事務局より願います。

(支所長) 太陽光発電の関係については、4月の地域協議会で委員提案があり、委員の皆さんから質問・ご意見を書面でいただき、6月4日付で最初に送られた質問に関する回答をお届けした。これをご覧いただいたうえで市への提案事項を提出いただき、それに対する考え方を、7月2日付の書類でお送りした。この内容を本日の協議会で協議いただく。この間、6月の市議会定例会の一般質問の中でも太陽光発電に関することが取り上げられ、市長から、ガイドラインではなく条例化をしていくという発言があり、現在条例化に向けて動いている。さらにガイドラインも規制を強化していくような内容で追記がされた。皆さんからの質問にお答えした内容についても動きがあった。7月2日付の資料のうち、『地域協議会委員から出された提案(ゴシック部分)』について、赤字は、現行のガイドラインで対応できると思われる事項。説明がない部分について、地域協議会の提案として取り入れていったらどうか。同日付の資料で、令和3年6月議会での一般質問のやり取りを記載したもの、6月にガイドラインに追記がされた事項があるので、それらを資料としてお送りした。含めてご協議いただきたい。

(会長) 【設置を避けるべき区域】についてご意見があればお出しいただきたい。

～意見なし

(会長) この通り提案していく。【計画での配慮】で、植栽への配慮等はガイドライン中の配慮事項により地域住民が設置者に求めて対応させることが可能なため、要望事項から外すことでよいか。

～異議の声なし

(会長) 日本で最も美しい村の理念に配慮した計画に努める、という事項を盛り込むことでよいか。

～異議の声なし

(会長) 新たに電柱や電線が設置される場合については、電力会社が設置することになるということならば要望から外すことでよいか。

(委員) 既存の電柱を電力会社が使うだけとは限らないのでは。大規模なものはここでいうことにあたらないケースもある。

(会長) 電力会社が設置するばかりではないならば、要望していくのがよいか。高遠は電線の地中化を進めており、景観に配慮した取り組みをしている中で、そこに道路を横切るような電線ができることはいかがなものか。

(議員) 大規模な施設の場合には、すぐそばの電柱につなげばよいというわけにいかないケースがある。極端に言うと、一番近い変電所等まで設置者の費用負担で線を引かなければならない。新たに電線が引かれるケースはありうる。

(会長) 要望事項へ入れていくということによいか。

～よいとの声あり

(会長) 【事前協議】で、周知の対象者についてあえて自治会の長を加えなくてもよいか。

～異議の声なし

(会長) 関係住民への周知は、FIT 制度認証前に行うように6月のガイドラインの追記でクリアされているので要望しない。【住民への説明】について、事前協議終了後30日以内にと期限を区切ったかどうかということだが、日数を入れずに、たとえば早急にという文言とするのか、いかがか。

(委員) 説明を30日以内とした理由が理解できれば。

(会長) 今まで事前協議が終わってもなかなか説明会が開かれなかったり、開いても少人数であったりという事例があったので、1か月あれば説明会の準備ができるのでは、という思いで30日とした。この部分をすみやかに、という言葉に入れ替えるか、要望に入れなくてもよいか、いかがか。

(委員) 住民への説明というのは、事前協議終了後にしなければいけない制約があるのか。

(支所長) ガイドラインの第7条、住民等への説明というところで、「説明会を開催し理解を得るものとする。」という定めがある。

(委員) 事前協議が終了したときにできるだけ早い住民への説明が重要である。調整に時間がかかるということなら、住民説明の調整または準備に着手する期限を決めたらどうか。何らかの期限がないと業者が先延ばしするだけだと考えられる。荊口でソーラーの話が出ているが、その説明会の内容が山室へは伝わってこない。住民への説明が業者とすれば積極的ではないということがあるので、押さえておいた方がよい。

(会長) では、「事前協議終了後30日以内」というところを「事前協議終了後すみやかに」という形で入れていくということによいか。

～異議なしの声あり

(会長) 説明会の参加者確認のための署名と設置事業の同意を称する署名押印が同じ様式とならないことについては、説明会の参加者名簿と同意確認書類は別のものとするよう、ガイドラインの問答集において求められているため、要望していく必要はない。また、説明会等実施状況調査には「地区住民の確認」欄が定められているため、要望へ入れる必要はないということによいか。

～異議の声なし

(会長) 【維持管理】で、川のそば等へ施設を設置した場合に除草剤を使用しそれが流出して川を汚染するということが心配されて提案されたものだが、使用法を守って使う限りは影響がないと考えられるがいかがか。

(委員) 載せなくてよいと思う。

(会長) 条例への移行を早急に行ってほしいことは要望していきたい。住民にガイドラインの周知をお願いしたいことも市へ強く要望していく。自治会等の長が説明会等に関係住民を選別することは、自治会等の長は公の立場であるため、要望に入れていかないということでもよろしいか。

(委員) 去年コロナの緊急事態宣言の発令中に、業者が自治会の長へ説明会を開きたいと言わずに、資料を回覧でお願いします、という説明をされて、住民が知らないうちに回覧が回り、これに対して質問がなかったからOKだという判断をされそうになったことがあった。そういうところを懸念して要望に入れてほしいと提案した。

(委員) 住民への説明は大事と思う。建物に隣接する関係者だけに話をしただけということがあるので、説明する住民の範囲をよく検討していただきたい。土地の所有者が設置したものが、知らないうちに違う業者に権利を売ってしまい、地区には関係ない人が設置者となるケースがある。設置者が変更となった場合にも高遠の景観を守ることができるようにしてもらいたい。また市報やチラシ等で広く一般の住民にガイドラインの周知をお願いしたい。

(支所長) ガイドラインの問答集の中で、住民等への説明会を行う範囲についても具体的に示されている。設置者も十分承知をして自治会等の長へ相談に行っているはず。事前協議があったときに設置者に対して市側も説明をしている。懸念されている回覧で済ませるとということについても、説明会の出席者名簿と同意の確認を証明する書類とは別のものを提出するよう明記されているので、心配することはないと考える。設置する段階で設置者が変わっていくことについて、最初の設置者が事前協議を出し、受理書を受け取って工事を始める前段で何らかの理由でその業者が手を引いて次の業者に移っていく場合には、最初の業者がまず事業をやらないという届を提出する。次に新しく継承する業者が改めて事前協議をして、事業者が変わることの承諾を得たうえで、市の協議を受けることになる。芝平で計画されている事業のことを例にとって発言されているとすると、承知している範囲では、まだ事業計画も出しておらず、事前協議もない段階であるし、前回出された設置者の事業計画も行わないということなので、事業を行わない届を提出するよう再三通知している状況と聞いている。

(委員) 自治会等の長がガイドラインをよく理解し対応していなかった部分が見受けられ、懸念した。区長や常会長等がガイドラインをよく理解し、住民の方にも周知していただければよい。

(会長) 住民へガイドラインの周知をお願いしたいと市に強く要望していく形でよろしいか。
～よいとの声あり

(会長) ガイドラインの周知は強く要望していくよう進めたい。これ以外に新たに条例の中に盛り込んでいった方がいいということがあればお出しいただきたい。

(委員) 条例化について市長が議会で明言をし、来年の4月から条例が制定されるという理解でよいか。もう一つ、条例とガイドライン両方できた場合の関係性は。条例化されてそこには罰則規定が設けられるのか。業者への罰則、ペナルティや行政処分が必要になる場合もあるのでは。

(支所長) 明確に回答できない。今、来年の4月から条例ができるように作業を進めているというご理解をいただきたい。条例ができればガイドラインは必要なくなる。罰則についてはこれまでの議会の一般質問で市長が答弁しているが、財産権の問題もあり、罰則規定まではおそらく設けないのではと推測される。では、ガイドラインと条例の違いはというと、犯す側の捉え方、条例に違反した行為をすることの重たさが出てくる。そうしたことに反した業者は国や県へ報告をしていくことが盛り込まれていくだろうが、どんな内容で検討しているのかこの場ではお答えできない。その辺も含めて提言していった方がよいことがあればご協議いただきたい。

(委員) 土地の所有者と設置者が異なる場合、所有者の同意を得て違う人が設置するということになるが、地元との行き違いのもととなる。所有者に何らかの責務をうたえるようなものにしてほしい。

(支所長) 6月議会一般質問の中で取り上げられている。設置者と地主が異なるケースが出てくること

があらうかと思う。土地所有者の責任についても条例の中で検討していくと市長が答えているので、おそらく条例化で考えられるのでは。

(委員) 罰則についてだが、この前熱海で地滑りがあり、結果として業者のチェック対応が確実でなかったということだった。熱海の経験を生かして条例化してほしい。

(会長) 地滑り防止地域は設置が禁止されているが、そういったことも念頭に置いて条例を制定していただきたいということによろしいか。

(委員) この前の資料の設置一覧の中で、発電出力が49.5Kwという施設が多い。50Kwを下回るといろいろな設備がいなくなったりと簡単に設置できる。地元の人が設置したが所有者が変わり地元と全く接点のない人になってくると、ガイドラインに違反しようが、痛くもかゆくもなく売電収入だけ得られる、ということのをされそう。49.5Kwというのを見ると売買が目的ということがあるのではということ懸念している。売買を止めることはできないだろうが、実際49.5Kwという出力の発電所でもパネル自体は100Kw近くあり、パワーコンディショナーで49.5Kwに絞って、小さい発電所を装っているようなことがあとから分かったら規制できるのか。

(支所長) 専門的なことは分かりかねる。担当に確認して後日お知らせする。そういった懸念は全部出して設置者と協議をして、地元で対策を立てていくことが大事。再生可能エネルギーは国でも推進していることも踏まえて、49.5Kwが悪いわけではなく、設置者側にとってみればそれがベストな選択だということになるかと思う。設置する側の立場に立っても考えたうえで、ガイドラインや条例が地元にとって不利な内容にならないよう考えていただきたい。

(会長) 市長に提言する内容についてお決めいただいた。今後の進め方だが、まず今日の内容を事務局で整理し、委員の皆さんにお送りして、内容の確認をいただく。それをもとに提言書を作成し、できるだけ早いうちに市長へ提出するという形にしたいがよろしいか。

～異議の声なし

(会長) 提言書の書き方については事務局に一任をさせていただく。提出したものの、結果については後日委員にお送りすることによろしいか。

～異議なしとの声あり

(会長) 太陽光発電についての協議は終了する。

7 その他

(1) 伊那市協働のまちづくり交付金事業二次募集の結果について 事務局

6月末まで事業の2次募集を行ったが、応募がなかった。この取り扱いについて協議いただきたい。

(会長) 再度募集をかけても、審査を経て事業を行うのが10月以降になってしまい、事業をする期間がほとんどないと考えられる。予算が残る形になるが、ここで募集を打ち切りとしたいがよろしいか。

～異議なしとの声あり

(2) 伊那市高遠町ふるさと創生活動支援金事業募集について 事務局

令和4年度の事業を募集する。8月の市報と同送のタイミングで回覧チラシを発送する。

(3) 次回日程について

(会長) 委員提案事項や市からの協議事項、ふるさと創生活動の選考委員会も含めて事務局で調整し次回の日程をお知らせすることによろしいか。

～異議の声なし

(4) その他

なし

8 閉会 (午後8時28分)